○五所川原地区消防事務組合危険物の規制に関する規則

平成17年3月28日
五所川原地区消防事務組合規則第25号

改正

平成28年3月30日　五所川原地区消防事務組合規則第1号
令和2年3月24日　五所川原地区消防事務組合規則第5号

五所川原地区消防事務組合危険物の規制に関する規則

(趣旨)

第1条　この規則は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第3章及び危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「令」という。)並びに危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(仮貯蔵又は仮取扱いの承認等)

第2条　法第10条第1項ただし書の規定により危険物を仮に貯蔵し、又は取扱いをしようとする者は、危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書(様式第1号)を消防長又は消防署長へ提出しなければならない。

2　消防長又は消防署長は、前項の承認をしたときは危険物仮貯蔵・仮取扱承認書(様式第2号)に、承認をしなかったときは危険物仮貯蔵・仮取扱不承認書(様式第3号)に申請書1部を添えて申請者に交付するものとする。

3　前項の危険物仮貯蔵・仮取扱承認書の交付を受けた者は、当該承認を受けた場所の見やすい箇所に掲示板(様式第4号)を掲げなければならない。

(製造所等の設置又は変更の許可等)

第3条　五所川原地区消防事務組合管理者(以下「管理者」という。)は、法第11条第1項の規定により製造所、貯蔵所又は取扱所(以下「製造所等」という。)の位置、構造又は設備の変更許可の申請を受理するにあたり必要があると認めるときは、申請者に対し、当該製造所等に係る許可書又は令第8条第3項の完成検査済証の提示を求めることができる。

2　管理者は、法第11条第2項の規定により製造所等の設置又は変更の許可をしたときは危険物製造所等設置・変更許可書(様式第5号)に、許可しなかったときは危険物製造所等設置・変更不許可通知書(様式第6号)に申請書1部を添えて申請者に交付するものとする。

(製造所等の仮使用の承認等)

第4条　危険物規則第5条の2に基づく申請があった場合において、法第11条第5項ただし書の規定により製造所等の仮使用の承認をしたときは仮使用承認書(様式第7号)に、承認しなかったときは仮使用不承認通知書(様式第8号)に申請書1部を添えて申請者に交付するものとする。

2　前項の仮使用承認書の交付を受けた者は、当該承認を受けた部分の見やすい箇所に掲示板(様式第9号)を掲げなければならない。

3　管理者は、第1項の承認を取り消したときは、危険物製造所等の仮使用承認取消通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

（譲渡又は引渡の届出）

第５条　管理者は、法第 11 条第６項の規定により製造所等の譲渡又は引渡しの届出書を受理したときは、届出書に届出済印（様式第 11 号）を押印し、その１部を届出者に返付するものとする。

（品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出）

第６条　管理者は、法第 11 条の４の規定により製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出書を受理したときは、届出書に届出済印を押印し、その１部を届出者に返付するものとする。

（廃止の届出）

第７条　法第 12 条の６の規定による製造所等の用途廃止の届出は、廃止の日から７日以内に届出書に令第８条第３項の規定による完成検査済証を添えて、管理者に提出しなければならない。

２　前項の届出があった場合は、当該届出書に届出済印を押印し、その１部を届出者に返付するものとする。

（製造所等の特例基準適用の申請）

第８条　製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準に係る特例を受けようとする者は、危険物製造所等の設備等特例基準適用申請書（様式第 12 号）を管理者に提出しなければならない。

２　管理者は、前項の申請書を受理し、令第 23 条の規定に適合すると認めるときは、危険物製造所等の設備等特例基準適用通知書（様式第 13 号）に申請書１部を添えて申請者に交付するものとする。

（その他の届出）

第９条　製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める様式により遅滞なく管理者に届け出なければならない。

(1)　製造所等の所有者等の住所、氏名若しくは名称に変更があったとき又は製造所等の所在する場所の地名若しくは地番に変更があったときは、危険物製造所等設置者・管理者・占有者の住所・氏名・名称変更届出書（様式第 14 号）

(2)　製造所等の使用を３箇月以上休止しようとするとき又は休止中の製造所等の使用を再開しようとするときは、危険物製造所等使用休止、再開届出書（様式第 15 号）

(3)　製造所等の位置、構造又は設備の軽微な変更をしようとするときは、危険物製造所等軽微な変更届出書（様式第 16 号）

(4)　製造所等において危険物による災害が発生したときは、危険物製造所等災害発生届出書（様式第 17 号）

(5)　法第11条第１項の規定により受けた許可に係る製造所等の設置又は変更の計画を取り止めたときは、危険物製造所等許可申請取下げ届出書（様式第 18 号）

２　前項各号に定める届出については、第１号の場合は変更のあった日から３日以内に、第２号及び第３号の場合は休止しようとする日若しくは再開しようとする日及び変更しようとする日の７日前までに、第４号の場合は災害発生の日から３日以内に届け出なければならない。

3　第1項第2号に規定する場合において、休止しようとするときは火災予防上安全な措置を講じ、再開しようとするときは使用の前に点検等を行い安全を確認しなければならない。

4　第1項第5号の届出をする場合は、届出書に当該届出に係る許可書を添えなければならない。

5　第1項各号に定める届出を受理したときは、当該届出書に届出済印を押印し、その1部を届出者に返付するものとする。

(予防規程の認可)

第10条　管理者は、法第14条の2第1項の規定により予防規程の認可をしたときは、予防規程認可証(様式第19号)に申請書1部を添えて申請者に交付するものとする。

(危険物の収去)

第11条　管理者は、法第16条の5第1項の規定により危険物を収去するときは、危険物収去書(様式第20号)に必要事項を記入し、製造所等の所有者等に交付しなければならない。

(許可書等の再交付)

第12条　法第11条第1項の規定による許可書又は令第8条の2第7項によるタンク検査済証(以下「許可書等」という。)を受けた者が許可書等を亡失、汚損又は破損(以下「亡失等」という。)をした等の理由により再交付を受けようとするときは、危険物製造所等許可書又はタンク検査済証再交付申請書(様式第21号)によって管理者に申請しなければならない。

2　前項の場合において、亡失以外の理由により再交付を受けようとするときは、既に交付されている許可書等を添付しなければならない。

3　管理者は、第1項の申請を受理したときは審査して、交付の必要があると認めたときは許可書等を再交付するものとする。

4　前項の規定により再交付する許可書等の許可番号及び交付年月日は、亡失等をした許可書等に記載されていた許可番号及び再交付した年月日とする。

5　再交付した許可書等には、その右上部欄外に「再交付」と朱印し、備考欄には忘失等をした許可書等の交付年月日及び許可権者名を付記するものとする。

6　第3項の規定により許可書等の再交付を受けた者は、亡失した許可書等を発見したときは、これを7日以内に管理者に提出しなければならない。

(地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画の届出)

第13条　管理者は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成15年総務省令第143号)附則第3項第2号の規定により、製造所等の所有者等から地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書(様式第22号)を受理したときは、届出書に届出済印を押印し、その1部を届出者に返付するものとする。

(申請書等の提出部数)

第14条　この規則に基づく申請書又は届出書の提出部数は、2部とする。

(手数料の納付)

第15条　法第10条第1項ただし書の規定による仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認

を受けようとする者、法第 11 条第 1 項の規定による設置又は変更の許可を受けようとする者、法第 11 条の 2 第 1 項の規定による完成検査前検査を受けようとする者、法第 11 条第 5 項の規定による完成検査及び仮使用の承認を受けようとする者及び法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安に関する検査を受けようとする者は、手数料を五所川原地区消防事務組合手数料条例(平成 17 年五所川原地区消防事務組合条例第 19 号)に基づき、申請の際に納付しなければならない。

(委任)

第 16 条　この規則に定めるもののほか、危険物の規制に関する事務について必要な事項は、消防長が定める。

附　則

(施行期日)

1　この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

(五所川原地区消防事務組合危険物の規制に関する規則の廃止)

2　五所川原地区消防事務組合危険物の規制に関する規則(平成 4 年五所川原地区消防事務組合規則第 2 号)は、廃止する。

(経過措置)

3　この規則の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の五所川原地区消防事務組合危険物の規制に関する規則又は組合再編前の津軽北部広域事務組合危険物の規制に関する規則(昭和63年津軽北部広域事務組合規則第39号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成 28 年 3 月 30 日五所川原地区消防事務組合規則第 1 号)

この規則は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行の日から施行する。

附　則(令和 2 年 3 月 24 日五所川原地区消防事務組合規則第 5 号)

この規則は公布の日から施行する。

様式第１号(第２条関係)

危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書

年　　月　　日

五所川原地区消防事務組合
消防長(消防署長)　　殿

申請者
住　所
(電話　　)
氏　名　　㊞

仮貯蔵又は仮取扱いの場所				
危険物の類、品名、最大数量			指定数量の倍数	
仮貯蔵又は仮取扱いの方法				
管理の概要				
仮貯蔵又は仮取扱いの期間及び理由	期間	年　月　日から 年　月　日まで 日間	理由	
防火責任者氏名				
危険物取扱者氏名免状番号				
消火設備				
その他の必要な事項				

※受付欄	※経過欄	※手数料欄
	承認　年　月　日 第　号	

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
　　2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
　　3　付近の見取図及び仮貯蔵又は仮取扱いの場所の配置図を添付すること。
　　4　※の欄は、記入しないこと。

様式第２号(第２条関係)

承認第　　号

危険物仮貯蔵・仮取扱承認書

申請者

住　所

氏　名

年　　月　　日付けで申請のあった危険物の仮貯蔵・仮取扱いについては、下記のとおり消防法第10条第1項ただし書の規定により承認する。

年　　月　　日

五所川原地区消防事務組合
消防長(消防署長)　　印

記

仮貯蔵又は仮取扱い場所			
仮貯蔵又は仮取扱いの期間	年　月　日から (　日間) 年　月　日まで		
危険物の類、品名、最大数量		指定数量の倍数	
備考			

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第３号(第２条関係)

危険物仮貯蔵・仮取扱不承認書

第　　号
年　　月　　日

殿

五所川原地区消防事務組合
消防長(消防署長)　　㊞

年　　月　　日付けで申請のあった危険物の仮貯蔵・仮取扱いについては、下記により承認しない。

記

1　仮貯蔵又は仮取扱いの申請場所

2　不承認の理由

3　教　　示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、五所川原地区消防事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、五所川原地区消防事務組合を被告として（五所川原地区消防事務組合管理者が被告の代表となります。)、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

２　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第４号(第２条関係)

危険物仮貯蔵・仮取扱所	
仮貯蔵・仮取扱いの期間	年　月　日から　年　月　日まで
承認番号	第　号
危険物の類別、品名、最大数量	
取扱責任者	

備考　1　地は白色、文字は黒色とすること。

　　2　縦500ミリメートル以上、横600ミリメートル以上とすること。

様式第５号（第３条関係）

許可第　　号

危険物製造所等　設置／変更　許可書

申請者

住　所

氏　名

　　年　　月　　日付けで申請のあった危険物　　の　　については、消防法第11条第２項の規定により許可する。

　　年　　月　　日

五所川原地区消防事務組合
管理者　　印

記

設置場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
　　２　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第６号（第３条関係）

危険物製造所等設置・変更不許可通知書

第　　号
年　　月　　日

殿

五所川原地区消防事務組合
管理者　　㊞

年　　月　　日付けで申請のあった危険物　　の　　許可については、下記のとおり消防法第10条第４項の規定に基づき政令で定める技術上の基準に適合しないので許可しない。

記

設置者	住所			
	氏名			
設置場所				
製造所等の別			貯蔵所又は取扱所の区分	
理由				

教　示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、五所川原地区消防事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、五所川原地区消防事務組合を被告として（五所川原地区消防事務組合管理者が被告の代表となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

２　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第７号（第４条関係）

承認第　　号

仮　使　用　承　認　書

申請者

住　所

氏　名

　　年　　月　　日付けで申請のあった危険物　　の仮使用については、消防法第11条第５項の規定により承認する。

　　年　　月　　日

五所川原地区消防事務組合
管理者　　㊞

記

１　設　置　場　所

２　変更許可年月日

３　変　更　許　可　番　号

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
　　２　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第８号(第４条関係)

仮　使　用　不　承　認　通　知　書

第　　号
年　　月　　日

殿

五所川原地区消防事務組合
管理者　　㊞

年　　月　　日付けで申請のあった危険物　　の仮使用については、下記により承認しない。

記

1　不承認の理由

2　教　　示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、五所川原地区消防事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、五所川原地区消防事務組合を被告として（五所川原地区消防事務組合管理者が被告の代表となります。)、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

２　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第９号（第４条関係）

消防法による仮使用承認済	
製造所等の別	
承認年月日	年　　月　　日
承認番号	第　　号
承認行政庁	五所川原地区消防事務組合

備考　１　地は白色、文字は黒色とすること。

　　２　縦250ミリメートル以上、横350ミリメートル以上とすること。

様式第 10 号(第 4 条関係)

危険物製造所等の仮使用承認取消通知書

第　　号
年　　月　　日

殿

五所川原地区消防事務組合
管理者　　㊞

年　　月　　日付け承認第　　号による仮使用承認については、下記によりこれを取り消します。

記

設置者	住所			
	氏名			
設置場所				
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分		
変更の許可年月日及び許可番号	年　　月　　日　第　　号			
理由				

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
　　2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第 11 号(第 5 条―第 7 条、第 9 条関係)

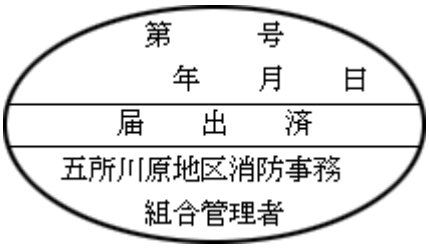

長径 35㎜

短径 24㎜

様式第 12 号(第 8 条関係)

危険物製造所等の設備等特例基準適用申請書

年　　月　　日

五所川原地区消防事務組合
管理者　　殿

申請者
住　所
(電話　　)
氏　名　　㊞

危険物の規制に関する政令第 23 条に基づき、下記により特例基準の適用を受けたいので申請します。

記

設置者	住所			
	氏名			
設置場所				
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分		
設置の許可年月日及び許可番号	年　月　日　第　号			
危険物の類、品名、最大数量		指定数量の倍数		
申請	内容			
	理由			

※ 受付欄	※ 経過欄

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
　　2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
　　3　付近の見取図及び仮貯蔵又は仮取扱いの場所の配置図を添付すること。
　　4　※印の欄は、記入しないこと。

様式第 13 号(第 8 条関係)

危険物製造所等の設備等特例基準適用通知書

第　　号
年　　月　　日

殿

五所川原地区消防事務組合
管理者　　㊞

年　　月　　日付けで申請のあった特例基準の適用については、下記のとおり認めます。

記

設置者	住所			
	氏名			
設置場所				
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分		
設置の許可年月日及び許可番号	年　月　日　第　号			
危険物の類、品名、最大数量		指定数量の倍数		
承認事項				

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第 14 号(第 9 条関係)

設置者　　住　所
危険物製造所等　管理者　の　氏　名　変更届出書
占有者　　名　称

年　　月　　日

五所川原地区消防事務組合
管理者　　殿

届出者
住　所
(電話　　)
氏　名　　㊞

設置者等	新	住　所	電話	
		氏　名 又は名称		
	旧	住　所	電話	
		氏　名 又は名称		
設置場所		新		
		旧		
製造所等	製造所等の別		貯蔵所又は 取扱所の区分	
	許可 年月日番号	年　月　日　第　号		
	完成検査 年月日番号	年　月　日　第　号		
変更の理由				

※　受付欄	※　経過欄

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
　　2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
　　3　※印欄は、記入しないこと。

様式第15号(第9条関係)

危険物製造所等 休止／再開 届出書

年　月　日

五所川原地区消防事務組合
管理者　殿

届出者
住　所
(電話　)
氏　名　㊞

設置者	住所	電話		
	氏名			
設置場所				
製造所等の別			貯蔵所又は取扱所の区分	
許可年月日番号	年　月　日　第　号			
休止期間又は再開期間	年　月　日から　年　月　日まで			
休止中の理由				
休止中の管理方法又は再開時の措置				
その他必要な事項				

※受付欄	※経過欄

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
　　2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
　　3　※印の欄は、記入しないこと。

様式第 16 号(第 9 条関係)

危険物製造所等軽微な変更届出書

年　月　日

五所川原地区消防事務組合
管理者　殿

届出者
住　所
(電話　)
氏　名　㊞

設置者	住所	電話		
	氏名			
設置場所				
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分		
許可年月日番号	年　月　日　第　号			
作業期間	年　月　日から　年　月　日まで			
変更の概要				
変更の理由				
作業中の安全対策				
工事施工業者住所、氏名				

※受付欄	※経過欄

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
　　2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
　　3　※印の欄は、記入しないこと。

様式第 17 号(第 9 条関係)

危険物製造所等災害発生届出書

年　　月　　日

五所川原地区消防事務組合
管理者　　殿

届出者
住　所
(電話　　)
氏　名　　㊞

<table>
<tr><td rowspan="2">設置者</td><td>住所</td><td colspan="4">電話</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">製造所等の別</td><td></td><td>貯蔵所又は取扱所の区分</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">設置許可年月日・許可番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">完成検査年月日・検査番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">災害発生日時</td><td colspan="4">年　月　日　時　分頃</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害発生原因の概要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">災害発生後の処置</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">損害の程度</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">死傷者</td><td colspan="4">死者　名・重傷者　名・軽傷者　名</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">当事者</td><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td><td>年齢</td><td>歳</td></tr>
<tr><td>危険物取扱い経験</td><td colspan="3">有(　　)・無</td></tr>
<tr><td>危険物取扱者免状</td><td colspan="3">有(甲・乙(　)・丙)・無</td></tr>
<tr><td>免状交付年月日・番号</td><td colspan="3">年　月　日第　号</td></tr>
<tr><td colspan="3">※受付欄</td><td colspan="3">※経過欄</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
　　2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
　　3　※印の欄は、記入しないこと。

様式第 18 号(第 9 条関係)

危険物製造所等許可取下げ届出書

年　　月　　日

五所川原地区消防事務組合
管理者　　殿

届出者
住　所
(電話　　)
氏　名　　㊞

設置者	住　所	電話			
	氏　名				
設置場所					
許可年月日番号	年　月　日　第　号				
許可の区分	設　置　・　変　更				
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分			
危険物の類、品名、最大数量			指定数量の倍数		
取下げ年月日	年　月　日				
取下げ理由					

※　受　付　欄	※　経　過　欄

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
　　2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
　　3　設置又は変更の許可書を添付すること。
　　4　※印の欄は、記入しないこと。

様式第 19 号(第 10 条関係)

認可第　　号

予　防　規　程　認　可　証

申請者

住　所

氏　名

年　　月　　日付けで申請のあった危険物　　の予防規程は火災予防上適当であると認められるので、消防法第 14 条の 2 第 1 項の規定に基づき認可する。

年　　月　　日

五所川原地区消防事務組合
管理者　　㊞

記

1　設　置　場　所

2　設置許可年月日

3　設置許可番号

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
　　2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第 20 号(第 11 条関係)

危　険　物　収　去　書

第　　号
年　　月　　日

殿

五所川原地区消防事務組合
管理者　　㊞

消防法第 16 条の 5 の規定により、下記の危険物を収去する。

記

住所又は所在地	
氏名又は名称	
収去場所	
品名及び数量	

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
　　2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第 21 号(第 12 条関係)

許　可　書
危険物製造所等　再交付申請書
タンク検査済証

年　月　日

五所川原地区消防事務組合
管理者　殿

申請者
住　所
(電話　)
氏　名　㊞

設置者	住　所	電話		
	氏　名			
設置場所				
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分		
設置又は変更の許可年月日及び許可番号	年　月　日　第　号			
タンクの検査年月日及び検査番号	年　月　日　第　号			
再交付申請の理由				

※　受　付　欄	※　経　過　欄
	再交付　年　月　日

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
　　2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
　　3　※印欄は、記入しないこと。

様式第 22 号(第 13 条関係)

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書

年　　月　　日

五所川原地区消防事務組合
管理者　　殿

届出者
住　所
(電話　　)
氏　名　　㊞

設置者	住　所	電話		
	氏　名			
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分		
設置の許可年月日及び許可番号	年　月　日　第　号			
設置場所				
在庫管理に従事する者の職務及び組織				
在庫管理に従事する者に対する教育				
在庫管理の方法				
危険物の漏れが確認された場合に取るべき措置				
その他必要な事項				

※　受付欄	※　備考欄

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

3　※印の欄は、記入しないこと。